2022年度愛知県子ども食堂推進事業費補助金のお知らせ

愛知県では「子どもが輝く未来基金」を活用し、子ども食堂への補助を行います。

子ども食堂は、子どもたちが地域の人たちと一緒に食事をすることで、子どもの孤立を防止し、子どもの健やかな成長を促すことができる取組で、地域における「子どもの居場所」としても期待されており、更なる設置拡大を目指しています。

★補助内容・要件★

補助内容(主なもの)

補助要件(主なもの)

子ども食堂 の支援

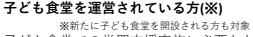
新たに子ども食堂を開設される方

子ども食堂の開設経費の一部として、 会場となる住宅等の改修費用や備品費を 補助します。

補助額

1か所当たり100,000円以内

子どもの 学習支援



※新たに子ども食堂を開設される方も対象 子ども食堂での学習支援実施に必要となる学習用参考書や児童図書等の購入費を 補助します。



補助額

1か所当たり20,000円以内

子ども食堂 での感染症 対策の支援

子ども食堂を運営されている方(※)

※新たに子ども食堂を開設される方も対象 新型コロナウイルス感染症対策の徹底を 図りながら、安心・安全に子ども食堂を 開催するために必要となる衛生用品等の 購入費用を補助します。



補助額

1か所当たり100,000円以内

<実施主体の要件>

- (1)定款又は会則を備えていること
- (2)公序良俗に反する活動を行う者や 団体でないこと
- (3)営利・宗教・政治活動に利用しないこと
- (4)暴力団又は暴力団員等と関係する 団体でないこと

<実施方法の要件>

- (1)県内で月1回以上定期的に開催又は学校の長期休暇期間中に実施
- (2)1回あたり子ども又は保護者が合わせて5人以上参加できる規模
- (3)事業実施時に常時責任者を配置
- (4)開始前に所管の保健所に相談
- (5)子どもの食物アレルギーの確認
- (6)事故発生に備えて保険に加入
- (7)感染症の感染拡大を防止するための措置を講じる

詳しくはコチラ!



詳しい補助内容・補助要件・申請方法については、右の二次元コードから **県のWebページ**をご覧ください。申請様式をダウンロードいただけます。

NEW ★補助対象を拡大しました★ (2022年度限定)

「**感染症対策支援事業費**」(1か所あたり上限10万円)の補助対象者を、今年度に限り、以下のとおり拡大します。

2021年度 ⇒ 「新たに子ども食堂を開設した方」のみ

2022年度(今回) ⇒「新たに子ども食堂を開設した方」+「**既に子ども食堂を運営している方**」

★受付期間★

2022年7月1日 (金) から受付開始 (詳細は裏面へ)

※申込先着順(予算に限りがあるため、受付期間終了前に締め切ることがあります。その場合は、地域福祉課HPでお知らせします)

★申請先・お問合せ先★

愛知県福祉局福祉部地域福祉課 子ども未来応援グループ

〒460-8501名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

TEL: 052-954-6627 FAX: 052-954-6945

メール: chiikifukushi@pref.aichi.lg.jp



★申請受付期間と対象者について★

新規開設者	第1回	申請期間: 2022年7月1日~14日 ⇒ 支払時期(予定)2022年8月末 対象者 : 2022年4月1日~6月30日に開設した団体 <u>かつ</u> 物品を購入済み
	第2回	申請期間: 2022 年 12 月 1 日~14 日 ⇒ 支払時期(予定) 2023 年 2 月末 対象者 : 原則として、2022 年 7 月 1 日~11 月 30 日に開設した団体 <u>かつ</u> 物品を 購入済み
	第3回	申請期間: 2023 年 3 月 1 日~14 日 ⇒ 支払時期(予定)2023 年 4 月末または 5 月末 対象者 : 原則として、2022 年 12 月 1 日~2023 年 3 月 31 日までに開設した、または開設予定の団体かつ物品を購入済み
既 開 設 者	第1回	申請期間: 2022年10月3日~14日 ⇒ 支払時期(予定)2022年12月末 対象者: 既存の子ども食堂(2022年3月31日以前に活動を開始) <u>かつ</u> 4月1日 ~9月30日までに物品を購入済み
	第2回	申請期間: 2023年1月16日~31日 ⇒ 支払時期(予定)2023年3月末 対象者: 既存の子ども食堂(2022年3月31日以前に活動を開始) <u>かつ</u> 原則として、 2022年10月1日~2023年1月31日までに物品を購入済み

★補助対象経費について★

〇子ども食堂開設費

子ども食堂の開設経費の一部として会場となる住宅等の改修費用や備品費(初期経費として必要となる消耗品費、備品購入費)となります。なお、保険料や食材(飲食物費用)等は対象となりません。

※ 子ども食堂の取組は、本来食事の提供のみならず、子どもたちが安心して過ごせる居場所を提供するという重要な役割もありますが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども食堂を立ち上げても通常の活動ができない場合も想定されることから、<u>今後通常の子ども食堂を開催していくことを前提に、一時的にいわゆるフードパントリー活動等を行う場合も対象とします。</u>

〇学習推進事業費

子ども食堂での学習支援を実施する際に必要となる学習用参考書や児童図書等の購入費となります。

〇子ども食堂感染症対策支援事業費

感染症対策の徹底を図りながら、安心・安全に子ども食堂を開催するために必要となる衛生用品等の 購入費となります。

○対象経費の具体例

子ども食堂開設費	改修費	手すり設置費、スロープ設置費、水回り工事 等
(※新規開設者のみ)	消耗品費、	調理用具、食器、PR用のぼり、冷蔵庫、家具等
(公利风用政百0707)	備品購入費	調達用具、及品、FN用のほり、用蔵庫、多具 等
学習推進事業費		ドリル類、図鑑、絵本、紙芝居 等
フジナ会労成込庁	计学市兴弗	紙容器、プラ容器、ビニール袋、消毒液、マスク、非接
子ども食堂感染症対策事業費		触型体温計、パーテーション、空気清浄機、抗原抗体
		検査キット 等

- ※2022年4月1日以降に支出した経費が補助の対象となります。
- ※対象経費のより詳しい具体例等をホームページに掲載しますのでご確認ください。

★他機関からの助成・補助を受けている場合★

他機関(市町村、社会福祉協議会、財団法人等)からの助成・補助事業として採択された事業の 経費は、補助対象から除きます。